



# 島根県報

平成18年 8 月11日 (金)  
号外 第 102 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

( 人 事 課 )

### 公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 ( 規則第82号 )

#### 1 規則の概要

(1) 知事に属する障害者自立支援法の規定による改正後の児童福祉法に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 障害児施設給付費の額を決定すること。

イ 障害児施設給付費の支給の要否を決定すること。

ウ 障害児施設給付費を支給する期間を定めること。

エ 施設給付決定保護者に対し、施設受給者証を交付すること。

オ 施設給付決定を取り消すこと。

カ 施設給付決定保護者に対し、施設受給者証の返還を求めると。

キ 施設給付決定保護者に対し、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めるとともに、障害児施設給付費の支給割合を定めること。

ク 特定入所障害児食費等給付費の支給を決定すること。

ケ 指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。

コ 指定知的障害児施設等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、指定知的障害児施設等の設置者に対し、利用についての要請を行うこと。

サ 障害児施設医療費の支給を決定すること。

シ 障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。

ス 官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めると。

セ 引き続き障害児施設給付費等を支給することを決定すること。

ソ 重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等の支給を決定すること。

(2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第82号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表児童相談所の部児童福祉法の項の次に次のように加える。

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第26条の規定による改正後の児童福祉法

- 1 第24条の2第3項の規定により、障害児施設給付費の額を決定すること。
- 2 第24条の3第2項の規定により、障害児施設給付費の支給の要否を決定すること。
- 3 第24条の3第4項の規定により、障害児施設給付費を支給する期間を定めること。
- 4 第24条の3第6項の規定により、施設給付決定保護者に対し、施設受給者証を交付すること。
- 5 第24条の4第1項の規定により、施設給付決定を取り消すこと。
- 6 第24条の4第2項の規定により、施設給付決定保護者に対し、施設受給者証の返還を求めること。
- 7 第24条の5の規定により、施設給付決定保護者に対し、障害児施設支援に要する費用を負担することが困難であると認めるとともに、第24条の2第2項の規定を適用する場合における支給割合を定めること。
- 8 第24条の7第1項の規定により、特定入所障害児食費等給付費の支給を決定すること。
- 9 第24条の19第1項の規定により、指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。
- 10 第24条の19第2項の規定により、指定知的障害児施設等の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、指定知的障害児施設等の設置者に対し、利用についての要請を行うこと。
- 11 第24条の20第1項の規定により、障害児施設医療費の支給を決定すること。
- 12 第57条の3第1項の規定により、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させること。
- 13 第57条の4の規定により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めること。
- 14 第63条の3の2第1項の規定により、引き続き障害児施設給付費等を支給することを決定すること。
- 15 第63条の3の2第2項の規定により、重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等の支給を決定すること。

別表県土整備事務所の部都市公園法の項第4号中「第11条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。